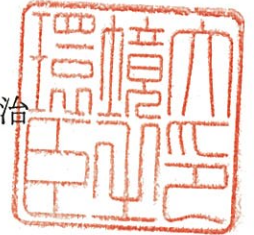


資料 1

諮問 第 4 6 7 号
環水大土発第1709011号
平成 2 9 年 9 月 1 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 (別名イマゾスルフロン)

O-4-シアノフェニル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名シアノホス又はCYAP)

ビス(2-ヒドロキシ-5-ノニルベンゼンスルホン酸)銅(II)塩 (別名ノニルフェノールスルホン酸銅)

O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

メチル=1-(ブチルカルバモイル)ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名ベノミル)

(別紙2)

N, N' -{ピペラジン-1, 4-ジイルビス[(トリクロロメチル)メチレン]}ジホルムアミド(別名トリホリン)

アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル(別名DCIP)

中環審第992号
平成29年9月4日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



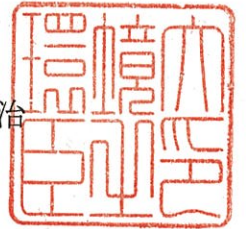
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の規定について（付議）

平成29年9月1日付け諮問第467号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

諮問第475号
環水大土発第1801051号
平成30年1月5日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボチオアート(別
名アシベンゾラルS-メチル)

(E)-N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-
メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)

(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾ
リン-2-イル)キノリン-3-カルボン酸(別名イマザキン)

(2RS,3RS;2RS,3SR)-2-(4-クロロフェニル)-3-シク
ロプロピル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2
-オール(別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾー
ル-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリ
プロール)

O-2,6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート
(別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4-クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) プチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム = 2 - { 2-クロロ-3- [2 - (1, 3-ジオキソラン-2-イル) エトキシ] - 4-メシルベンゾイル } - 3-オキソシクロヘキサ-1-エン-1-オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート
(別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディフ
アム)

(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジ
メチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボ
キシラート (別名トラロメトリン)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ [3, 4-b] [1, 3] ベンゾチアゾ
ール (別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル)
-3-(α, α, α -トリフルオロ-m-トリル)-2H-ピリド [1, 2-
a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1,
2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル=O, O-ジメチル=ホスホ
ロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

1, 1-ジメチルピペリジニウム=クロリド (別名メピコートクロリド)



中環審第1010号
平成30年1月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第479号
環水大土発第1802211号
平成30年2月21日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
中川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

S, *S'* - (2-ジメチルアミノトリメチレン) =ビス (チオカルバマート)
塩酸塩 (別名カルタップ)

(2*R*, 3*a S*, 5*a R*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2*S*, 3*a R*, 5*a S*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

N- [(*E*) - 1 - (6-クロロ-3-ピリジルメチル) ピリジン-2 (1*H*)-イリデン] - 2, 2, 2-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)

S, S' - 2 - ジメチルアミノトリメチレン = ジ (ベンゼンチオスルホナート)
(別名ベンスルトップ)

(別紙2)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボキシイミド (別名キャプタン)

トリエタノールアミン=2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸塩 (別名ジクロルプロップトリエタノールアミン塩)

(*RS*) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル=*N*- (2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-*p*-トリル) -*D*-バリネート (別名タウフルバリネート又はフルバリネート)

4-[(*RS*) -5-(3, 5-ジクロロフェニル) -4, 5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル) -1, 2-オキサゾール-3-イル] -*N*- [(*EZ*) - (メトキシイミノ) メチル] -*o*-トルアミド (別名フルキサメタミド)



中環審第1019号
平成30年2月28日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年2月21日付け諮問第479号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。